

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/7/20号 (No. 362)

=====

【ジェトロ・香港事務所からのお知らせ】

この度、ジェトロ・香港事務所では、7月17日(金)に、香港知識産権署が公表した2020年上半期の特許等出願件数に関する記事を作成いたしました。

2019年12月19日より受付が開始された新特許制度である「原授標準専利制度」に基づく出願に関する情報についても言及しておりますので、是非ご覧いただければ幸いです。

○【香港発中国創新IP情報】 香港における2020年上半期の特許等出願件数が発表、商標・意匠は大きく減少

https://www5.jetro.go.jp/newsletter/beijing/2019/HK-IPnews_202007.pdf

★お問い合わせ先

ジェトロ・香港事務所 知的財産部

Tel: +852-2501-7262、E-mail: hk_ip@jetro.go.jp

=====

○ 法律・法規等

1. 最高検と公安部、「営業秘密侵害事件訴追基準の補充規定」で意見募集(最高人民検察院公式サイト 2020年7月10日)

○ 中央政府の動き

1. 第13回日米欧中韓五庁長官会合、21日に開催 オンライン会議の形式で(国家知識産権戦略網 2020年7月15日)
2. 中国税関総署、越境ECの効率的な返品ルートの構築を推進(中国打撃侵権工作網 2020年7月15日)
3. 国家知識産権局、党組会議を開催 下半期活動方針を決定(国家知識産権網 2020年7月13日)

○ 地方政府の動き

1. 北京、「知的財産権の保護強化に関する行動方案」を討議(中国保護知識産権網 2020年7月16日)
2. 上海知識産権局、知財情報公共サービス事項リストを公表(中国保護知識産権網 2020年7月14日)
3. 成都市、企業の海外における知財保護を支援する活動体制を整備(中国打撃侵権工作網 2020年7月14日)

○ 司法関連の動き

1. ウルトランマン権利侵害事件、円谷プロ勝訴 損害賠償3800万円(中国打撃侵権工作網 2020年7月13日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 上海警察、ヴィクトリアズ・シークレットやシャネルなど、5000万円の偽ブランド品摘発(中国知識産権資訊網 2020年7月16日)
2. 山東、知財侵害・模倣品などの違法犯罪を厳罰 「活動要点」公表(国家知識産権戦略網 2020年7月14日)

○ 統計関連

1. 156都市の知財行政保護実績評価で深センが1位(中国保護知識産権網 2020年7月16日)
2. 上半期の地理的表示商標登録が364件 累計で5682件に(中国打撃侵権工作網 2020年7月10日)

3. 国家知識産権局が上半期の統計データを発表 PCT 国際特許出願 22.6%増(中国知識産権資訊網 2020年7月9日)

○ その他知財関連

1. 「中国知的財産権弁護士年度報告(2020)」が北京で発表(中国保護知識産権網 2020年7月16日)

2. 上海経貿商事調停センターと EUIPO、知財紛争の共同調停規則を策定(国家知識産権戦略網 2020年7月7日)

=====

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 最高検と公安部、「営業秘密侵害事件訴追基準の補充規定」で意見募集★★★

営業秘密に係る犯罪を厳しく処罰し、知的財産権に対する刑事、司法の保護を強化し、市場経済秩序を維持することを狙い、最高人民検察院(最高検)と公安部は、「刑法」と「刑事訴訟法」の関連規定に基づいて、「営業秘密侵害事件の立件、訴追基準に関する補充規定」(意見募集稿)を作成し、公表した。8月23日までに一般向け意見募集が行われている。意見募集稿に関する意見などは電子メールや書簡により提出することができる。

▽電子メール xslazsbz@163.com

▽書簡 北京市東城区北河沿大街147号 最高人民検察院・法律政策研究室(〒100726) または 北京市東城区東長安街14号 公安部七局(〒100741)

(出典:最高人民検察院公式サイト 2020年7月10日)

https://www.spp.gov.cn/spp/tzgg/202007/t20200710_472730.shtml

○ 中央政府の動き

★★★1. 第13回日米欧中韓五庁長官会合、21日に開催 オンライン会議の形式で★★★

中国国家知識産権局が主催の第13回日米欧中韓五庁長官会合は、7月21日に、オンライン会議の形式で開催される。中国・成都で6月に開催予定だった今回会合は、新型コロナウイルスの感染拡大で延期し、初めてオンライン会議の形式で開催されることになった。

今回会合では、新型コロナウイルスに対応する戦略的な措置と、感染収束後の五庁協力を中心に議論を行うほか、新興技術や特許協調などの協力プロジェクトの推進と、今後の協力事業、五庁協力の新しいあり方としてのオンライン会議の規範化、産業界の交流規程などについても意見を交わす予定である。

(出典:国家知識産権戦略網 2020年7月15日)

<http://www.nipso.cn/onevs.asp?id=50619>

★★★2. 中国税関総署、越境 EC の効率的な返品ルートの構築を推進★★★

中国税関総署はこのほど、越境電子商取引(EC)における輸出商品の返品に対する監視・管理措置を全面的に普及する方針を明らかにした。

「税関越境 EC 監視管理プラットフォーム」の統計によると、1~6月、越境 EC の輸出入額は 26.2%増加し、新型コロナウイルスの影響下でも堅調だった。

税関総署は今年、越境 EC 輸出商品の返品監視管理措置を全面的に普及し、高効率で安全且つ迅速な返品ルートの構築を進めてきた。輸出商品でも簡単に返品手続きを行うことを可能にし、「返品難」問題を解決し、越境 EC 事業者の「グローバル販売」を全力でサポートしている。

このほか、税関総署は、企業間の直接輸出に適用する、いわゆる「BtoB」輸出に適用する管理コードを新たに設け、北京、天津、南京、杭州、寧波、厦門、広州、深センなどの税関で導入し、試行プログラムを実施しているという。

(出典:中国打撃侵權工作網 2020年7月15日)

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202007/317578.html>

★★★3. 国家知識産権局、党組会議を開催 下半期活動方針を決定★★★

7月10日、国家知識産権局が党組会議を開催し、上半期の重点活動の実施状況を総括した上で、上半期の活動方針を決定した。党組書記である申長雨局長が会議の議長を務め、演説した。

上半期、国家知識産権局は、高価値特許の審査期間が15.2月に、商標登録審査期間が4.5月にそれぞれ短縮され、特許や商標による担保融資が前年同期比45%増の853億元に達したなど、知的財産権の転化・運用の促進を含めた各分野で目覚ましい成果を上げた。

下半期の活動方針について、会議では、特許、商標の審査の質と効率をいっそう高めるとともに、「知的財産権強国戦略綱要」と「知的財産権『十四五』計画」の策定作業の推進、公共サービス水準の向上、知的財産権に関する国際協力のさらなる強化などに取り組む方針を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2020年7月13日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1150135.htm>

○ 地方政府の動き

★★★1. 北京、「知的財産権の保護強化に関する行動方案」を討議★★★

北京市の共産党常務委員会と政府常務会議で先日、「知的財産権の保護強化に関する行動方案」についてそれぞれ討議が行われた。

7月8日、中国共産党北京市常務委員会が開いた会議で、「知的財産権の保護強化に関する行動方案」を討議する時、知的財産権の保護はビジネス環境を最適化させ、高品質な発展を促進するうえの重要な手段であるとし、知識の価値を尊ぶビジネス環境の一層の改善や、知識産権法院とインターネット法院の役割強化、知財保護体制の整備、国際交流・協力の拡大などに努めなければならないと強調した。

前日の7月7日に市政府が開いた常務会議で、同「行動方案」について、現在の知財保護活動を基盤に、保護のさらなる強化やイノベーション・起業の激励、制度整備の推進、専門人材の誘致、海外における権利保護能力の向上などに取り組む必要があると指摘した。

(出典：中国保護知識産権網 2020年7月16日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/bj/202007/1953022.html>

★★★2. 上海知識産権局、知財情報公共サービス事項リストを公表★★★

上海市知識産権局が、上海市にある8つの大学国家知的財産権情報センターと、技術・イノベーションサポートセンター(TISC)、全国専利文献サービス拠点のサービス事項をまとめたリストを公表した。

リストには具体的なサービス項目、サービス地点、サービス時間、連絡先などが盛り込まれている。上海市の知財情報公共サービスシステムの整備や、関連業務の宣伝、普及を推進し、知的財産権情報を利用する際の利便性を高めるために、市知識産権局がリストを作成した。

大学国家知的財産権情報センターは、国家知識産権局(CNIPA)と国家教育部が共同で認定したもので、大学の知的財産権創造・保護・運用・管理・サービスにおける情報サービス能力を高めることを趣旨としている。TISCは世界知的所有権機関(WIPO)が進めているプロジェクトで、中国国内ではWIPOとCNIPAが共同で普及に取り組んでいる。CNIPAの認定を受けた全国専利文献サービス拠点は、専利文献の提供や専利情報コンサルティング、知的財産権公共教育を主な業務としている。

(出典：中国保護知識産権網 2020年7月14日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202007/1952912.html>

★★★3. 成都市、企業の海外における知財保護を支援する活動体制を整備★★★

四川省成都市市場監督管理局(知識産権局)はこのほど、企業の海外での知財保護に向けた活動体制の整備に関する「実施意見」を發布し、成都市の知的財産権サービスセンターに、企業の海外での権利保護活動などを支援するための権利保護支援活動ステーションを設置することになった。

支援活動ステーションは、商標や特許、地理的表示などの海外における保護活動に関する普及啓発、情報収集、事案受理、整理・分析、補助・支援などを行う。異なる業界の権利侵害行為について、政府の関連部門や知的財産権サービス機構と協力して、横断的な連動体制を確立し、情報共有の強化などを通じてリスク防御や権利保護支援の機能を高めることとしている。

また、ビッグデータを駆使した分析・早期警報システムの整備や、海外での紛争に企業が積極的に対応するよう支援する専門家バンクの構築も推し進めるといふ。

(出典：中国打撃侵権工作網 2020年7月14日)

<http://www.ipraction.cn/article/xwfb/gnxw/202007/317441.html>

○ 司法関連の動き

★★★1. ウルトラン権利侵害事件、円谷プロ勝訴 損害賠償 3800 万円★★★

ウルトラマン関連の映画を無断で撮影し上映したとして、日本の株式会社円谷プロダクションが中国の映像製作会社 5 社を相手取り、著作権の侵害などを訴えていた裁判で、上海浦東新区人民法院（裁判所）がこのほど、原告勝訴の判決を下した。裁判所は円谷プロダクションの訴訟請求を支持し、被告側の中国企業に対し、損害賠償の支払いなどを命じる判決を言い渡した。

ウルトラマンシリーズの著作権を保有する円谷プロダクションは一昨年、中国の映像製作会社 5 社が、2017 年に同社の許諾なしに、ウルトラマンが登場する映画を撮影・公開したとして、上海浦東新区人民法院に訴訟を提起し、映画の公開やネット上での配信の停止、それに損害賠償などを求めた。

円谷プロダクションによると、裁判所が 6 月 30 日の 1 審判決の中で、被告による著作権侵害を認め、権利侵害行為の停止と日本円で 3800 万円余りの損害賠償の支払いを命じた。

今回の判決について、円谷プロダクションは、「著作権法の基本原則に基づいた判決であり、判決は妥当である。今後も中国における当社の権利侵害に対し、断固とした態度で対応していく」とコメントしている。

（出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 7 月 13 日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/dxal/bq/202007/317260.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 上海警察、ヴィクトリアズ・シークレットやシャネルなど、5000 万元の偽ブランド品摘発★★★

上海市の警察当局が先日、ヴィクトリアズ・シークレットやシャネルなどの有名ブランドの偽造グループを摘発し、容疑者 9 人を拘束し、総額 5000 万元を超える偽造品を押収した。

今年 4 月、上海警察はビッグデータ分析を通じて、某ネットショップで「ヴィクトリアズ・シークレット」や「シャネル」などの有名ブランドのバッグが、市場価格より遥かに低い値段で販売されていることを発見。不審に思った警察側は捜査を展開した結果、販売されているバッグは偽造品であることが判明した。警察は 5 月 12 日一斉摘発を実施し、生産拠点・保管倉庫 7 箇所、偽造バッグ 6 万点超、ファスナーなどの部品 7 万点、製造設備 20 台余りを差し押さえた。

上海警察当局は今年、知的財産権犯罪を集中的に取り締まることをテーマとした「崑崙 2020」特別行動を推し進めてきた。情報共有、動向分析、共同摘発などの方法を活用し、これまで権利侵害・偽造事件 230 件、生産拠点・保管倉庫・販売拠点 240 か所を摘発し、60 のブランドに関わる総額 17 億元の被疑侵害品を押収した。

（出典：中国知識産権资讯网 2020 年 7 月 16 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202007/1953030.html>

★★★2. 山東、知財侵害・模倣品などの違法犯罪を厳罰 「活動要点」公表★★★

山東省の知的財産戦略実施活動指導グループがこのほど、知的財産権侵害・模倣品などに係る違法、犯罪の厳罰と、ビジネス環境の市場化や法治化の推進を求める「2020 年山東省知的財産権侵害・模倣品製造販売摘発活動要点」を公表した。

「活動要点」は、山東が今年進める、知財侵害・模倣品を取り締まる活動の内容を明確にした。具体的には▽インターネットや輸出入、外資系企業、流通などの重点分野における保護活動の強化▽商標、特許、地理的表示、植物新品種、著作権を含む各種の知的財産権の保護強化、▽検察、裁判を含む、司法による保護の強化▽信用システムの整備推進と、行政と司法の連携強化▽情報公開活動の推進▽法執行などを担当する人材の研修訓練と、知財保護に関する普及啓発の強化——の 6 部分の内容が含まれる。

（出典：国家知識産権戦略網 2020 年 7 月 14 日）

<http://www.nipso.cn/oneas.asp?id=50611>

○ 統計関連

★★★1. 156 都市の知財行政保護実績評価で深センが 1 位★★★

国家知識産権局はこのほど、昨年度の知的財産権行政保護活動の実績を評価した結果を公表し、深センが 156 都市の中で 1 位となった。

「最も厳格な知的財産権保護」を目標に掲げている深セン市は、行政法執行の強化や知財保護体制の整備、業界による自律の指導、企業の海外における権利保護活動の支援など一連の施策を講じ、昨年、知的財産権活動で目覚ましい成果を上げた。

深センの昨年の専利（特許、実用新案、意匠）出願件数が 26 万 1502 件、登録件数が 16 万 6609 件、登録件数増加率が 18.83%、有効特許 5 年以上維持率が 85.22%、PCT 出願件数が 1 万 7459 件で、いずれも全国トップであった。

この中で、PCT 出願件数は 16 年連続で全国トップとなっている。また、ビジネス環境の評価において、一級指標の「知的財産権の創造・保護・運用」で北京に次ぐ全国 2 位の実績を獲得したという。（出典：中国保護知識産権網 2020 年 7 月 16 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202007/1953006.html>

★★★2. 上半期の地理的表示商標登録が 364 件 累計で 5682 件に★★★

7 月 9 日、国家知識産権局が今年第 3 四半期の定例記者会見を開催し、1～6 月の専利（特許、実用新案、意匠）、商標、地理的表示、集積回路配置図設計の統計データを公表した。

胡文輝報道官によると、今年上半期、国家知識産権局が新規認可した、地理的表示製品の専用標識の使用企業が 322 社で、地理的表示商標の登録件数が 364 件であった。6 月末までの累計件数では、地理的表示製品の認可件数が 2385 件、専用標識使用企業の認可社数が 8811 社、地理的表示商標の登録件数が 5682 件となっている。

（出典：中国打撃侵権工作網 2020 年 7 月 10 日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/bmdt/202007/317097.html>

★★★3. 国家知識産権局が上半期の統計データを発表 PCT 国際特許出願 22.6%増★★★

7 月 9 日、国家知識産権局による第 3 四半期の定例記者会見が開催され、特許、商標、地理的表示、集積回路配置図設計の半年の統計データが集中的に発表された。それによると、今年上半期の中国の主な知財指標は予想に合致し、知的財産権の発展が安定を維持した。

上半期、中国の特許出願件数は 68 万 3000 件で、登録件数は 21 万 7000 件となった。そのうち、国内（香港・マカオ・台湾を除く）特許登録件数は 17 万 6000 件で、国内企業特許取得ランキングのトップ 3 はそれぞれ、華為（ファーウェイ）技術有限公司（2772 件）、OPPO 広東移動通信有限公司（1925 件）、京東方科技集団股フン有限公司（1432 件）であった。

6 月末現在の国内（香港・マカオ・台湾を除く）の有効特許件数は 199 万 6000 件で、1 万人あたり特許保有件数は 14.3 件。国内の 1 万人あたり特許保有件数トップ 3 の省・自治区・直轄市は、北京市、上海市、江蘇省。

国際出願の状況を見ると、国家知識産権局が上半期に受理した、特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願件数は前年同期比 22.6%増の 2 万 9500 件で、うち国内は同 20.7%増の 2 万 6800 件。PCT 国際出願上位 3 地域は、広東（1 万 900 件）、北京（3800 件）、江蘇（3300 件）の順となっている。

（出典：中国知識産権资讯网 2020 年 7 月 9 日）

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123684

○ その他知財関連

★★★1. 「中国知的財産権弁護士年度報告（2020）」が北京で発表★★★

7 月 13 日、中華全国弁護士協会の知的財産権専門委員会が編さんした、弁護士の視野から見た知的財産権分野の動きなどをまとめた「中国知的財産権弁護士年度報告（2020）」が北京で正式に発表された。

報告書は著作権、商標、専利（特許、実用新案、意匠を含む）、営業秘密、不正競争防止法、商標化、植物新品種、地理的表示の 8 部分からなる。各部分はいずれも「新法観察」、「典型的事例」、「注目の重点」に分けて、知的財産権の各分野における昨年の動きなどを総括し、分析した。

中華全国弁護士協会の王俊峰会長は、報告書の序言において、「知的財産権弁護士の視野から、過去 1 年の知的財産権分野における新しい進展をまとめたもので、知的財産権弁護士の思考と模索を反映している」と説明している。

（出典：中国保護知識産権網 2020 年 7 月 16 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202007/1953016.html>

★★★2. 上海経貿商事調停センターと EUIPO、知財紛争の共同調停規則を策定★★★

上海経貿商事調停センターと欧州知的財産庁（EUIPO）・上訴委員会は、中国とEUの商標、意匠に関する共同調停規則を策定し、公表した。この規則は7月1日より発効し、国境を超えた知財紛争の調停に積極的な役割を果たすことが期待されている。

上海経貿商事センターは2018年より、最高人民法院・国際商事法廷の「ワンストップ国際商事紛争多元化調停メカニズム」の調停機構に指定されている。EUの商標、意匠に関する係争の審理などを担当するEUIPO・上訴委員会と協力して作成した共同調停メカニズムに、「国際商事知的財産権共同調停規則」のほか、「共同調停協定」や「共同調停協定附属書類——守秘声明」、「共同調停員声明」などが含まれている。

一連の書類で、共同調停の適用範囲、適用手続き、調停員の選定、調停費用などに関する全面的で詳細な規定を明確にした。

(出典：国家知識産権戦略網 2020年7月7日)

<http://www.nipso.cn/oneNews.asp?id=50565>

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合(メンバー間の情報交換や各種講演を実施)や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局(ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail15/u/1?p=tTW_Glj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

TEL: +86-10-6528-2781

E-Mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。)により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構(ジェトロ)北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved